岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度実施要領

（趣旨）

**第１条** この要領は、公益財団法人岡垣サンリーアイ文化スポーツ振興財団広告掲載要綱

（以下「要綱」という。）及び公告内容に関する基準（以下「掲載基準」という。）　に定めるもののほか、岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（雑誌スポンサー制度の内容）

**第２条** 岡垣サンリーアイ図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）に広告の掲示を希望する企業等（以下「スポンサー」という。）は、広告を掲示する対価として、当該雑誌の購入費用を図書館へ支払う。

**２** 図書館は、スポンサーが購入費用を支払った雑誌（最新号に限る。）の展示カバー（以下「雑誌カバー」という。）にスポンサーの広告を掲示する。

（雑誌の選定）

**第３条** スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から広告を掲示する雑誌を選定するものとする。

（広告の範囲等）

**第４条** 掲示できる広告の範囲等については、要綱第３条の規定及び掲載基準の例による。

（広告の規格）

**第５条** 掲示する広告の規格及び位置は、次のとおりとする。

1. 雑誌カバーの表面には、縦４センチメートル、横１３センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌カバーの底辺から４センチメートルまでの中央に貼付する。 （別紙）
2. 雑誌カバーの裏面には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した印刷の広告を掲示できるものとする。

（３） 希望により、配布用の広告チラシを置く場所を提供する。

（広告掲示の期間等）

**第６条** 広告を掲示する期間は、１年間（４月１日～翌年３月３１日）とする。

**２** やむを得ない理由により広告を掲示する期間が１年間に満たない場合は、既に支払い済みの雑誌購入費について月割りでの還付を行うものとする。

（広告掲示の申込み等）

**第７条** 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申請者」という。）は、岡垣サンリーアイ図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、掲示する広告を添付し、図書館へ持参または郵送で提出する。

**２** 広告掲示の申込み期間は、前条に定める広告期間の前年度の３月１日～３１日（休館日は除く。）とする。ただし、申込み期間終了後に申込みがあった場合は、広告掲示の残存期間及び広告を掲示するために必要な準備期間等を考慮した上で受付の可否を決定するものとする。

**３** 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

（スポンサー及び広告内容の審査）

**第８条** 前条の申込みがあったときは、図書館は、スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

**２** スポンサーは正当な理由がない限り、図書館が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

（スポンサーの決定）

**第９条** 図書館は、前条により広告掲示の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

**２** 申請者は、スポンサーに決定したときは、図書館と覚書を締結するものとする。

（広告内容の変更）

**第１０条** スポンサーは、年度内に２回まで広告内容の変更をできるものとし、変更の１ヶ月前までに図書館へ申し出なければならない。

**２** 図書館は、前項の規定に基づく申出があったときは、当該申出の内容を審査の上、広告内容を変更するものとする。

（広告掲示の責務）

**第１１条** スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（支払方法）

**第１２条** 広告を掲示する雑誌の購入費用は、スポンサーの全額負担とする。

**２** スポンサーは、雑誌購入費を図書館へ支払うものとする。

（１） 雑誌の購入費用は、４月１日～３０日に一括払いするものとする。ただし、申込み期間終了後に申込みがあった場合は、広告掲示の残存期間及び広告を掲示するために必要な準備期間等を考慮した上で支払いの期限を決定するものとする。

（２） 振込み手数料その他支払いに必要な経費は、スポンサーの負担とする。

（雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置）

**第１３条** スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、既に支払い済みの雑誌購入費について月割りでの還付を行うものとする。

（雑誌の所有権）

**第１４条** この制度により広告が掲示された雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

（その他）

**第１５条** スポンサーへの特典として、岡垣サンリーアイ設置条例施行規則第28条及び第36条に該当しない者で利用を希望する社員等に対し、特例として図書館利用カード及び電子図書館のＩＤ及び初期パスワードを交付する。有効期限は第６条に定める広告掲示の期間とする。

**２** この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、令和４年３月１日から施行する。